

丹波並木道中央公園

歴史文化拠点 環境保全拠点 環境学習拠点

■ 公園種別 広域公園

■ 開園面積 70.9ha

■ 概要

丹波並木道中央公園は、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指す「丹波の森構想」に基づく拠点として、みんなでつくり、育てる公園をテーマに参画と協働により、計画・整備した広域公園である。

園内には、棚田が残り、赤米や黒豆の栽培、茅葺民家、地域の伝統的な灰屋(はんや)を再現し、丹波地域の農産物の体験ができる。また、区域の65%がスギ・ヒノキ人工林であることから、公園内に製材所を設け、園内間伐材を活用した遊具、ベンチの製作や木工教室を開催するなど丹波地域のなりわいを生かした公園づくりを進めている。本公園内には、「丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想」のコア施設である丹波篠山市立太古の生きもの館があるほか、動く恐竜模型や恐竜遊具も設置されている。また、サイクルツーリズムの推進と都市公園の活性化を図るため、令和3年にサイクルステーションが整備されたところである。

■ 主な経緯

平成 19 年 10 月 14 日 当初開園(49.5ha)

平成 22 年 3 月 28 日 全面開園(70.9ha)

■ 主な施設

公園管理棟、森林活動センター(製材所)、茅葺民家、棚田、灰家(はんや)
動く恐竜模型、恐竜遊具、サイクルステーション



全景



茅葺民家



恐竜遊具、恐竜模型

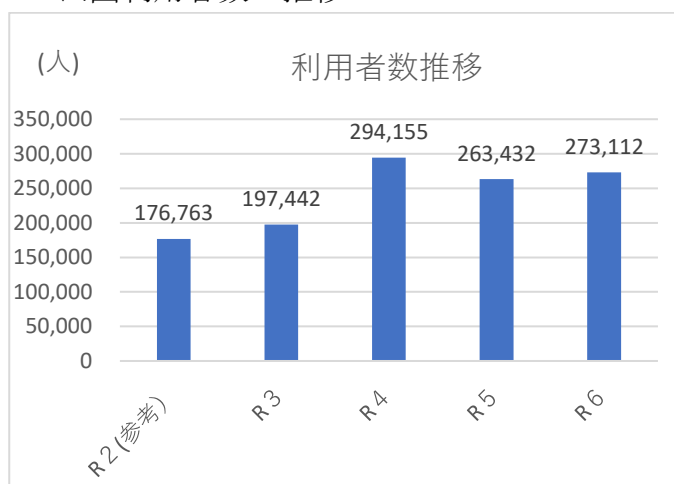


サイクルステーション

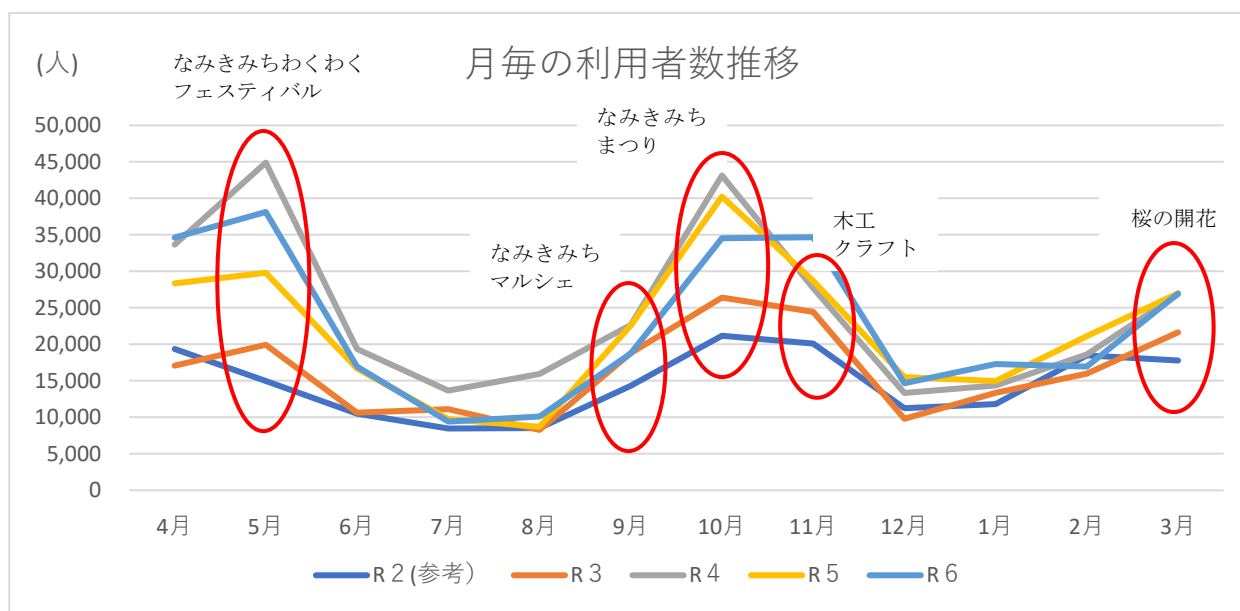
1. 公園の概要

公園名	指定管理形態・回数	種別・面積	利用料金施設	指定管理者	指定期間
丹波並木道 中央公園	公募・4回	広域公園 70.9ha		兵庫丹波の森協会・兵庫県園芸・公園協会共同体	R3.4.1～ R8.3.31

2. 公園利用者数の推移



・年間約 26 万人が利用している。令和 2、3 年度においても、コロナの影響により落ちこんでいない。

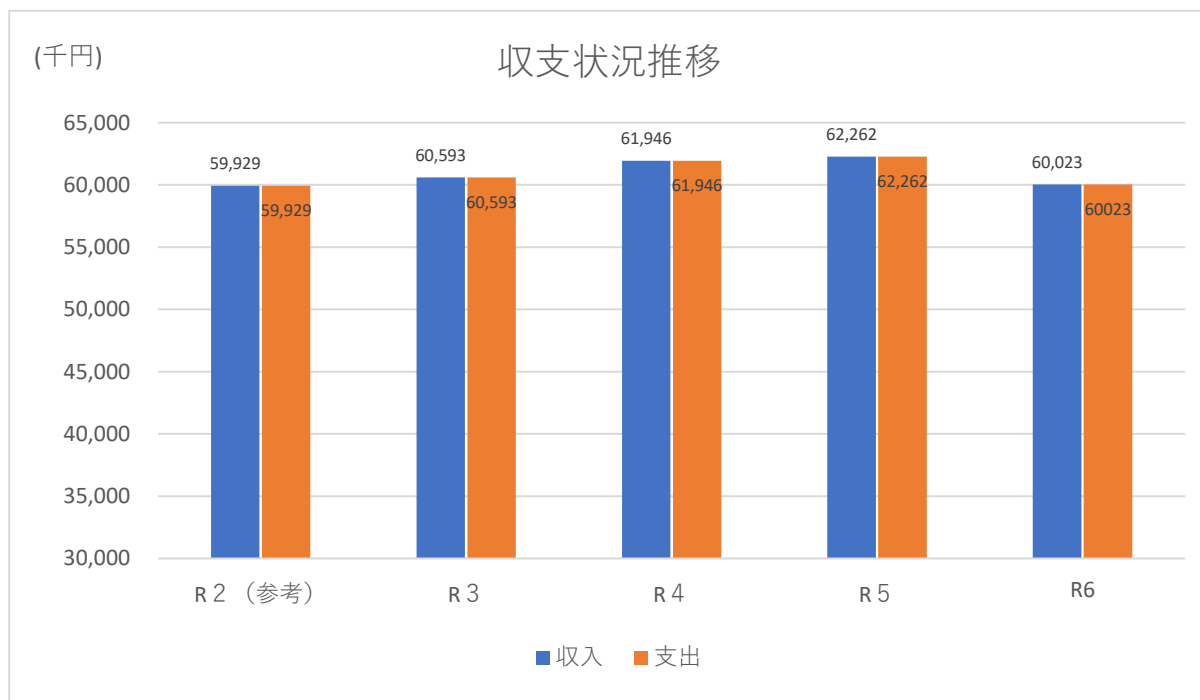


- ・3、4月は、桜が開花するため、利用者数が増えている。
- ・大型イベントとして、5月に「なみきみちわくわくフェスティバル」、10月に「なみきみちまつり」を実施しているため、当該月の公園利用者数が増えている。

2. 収支状況

(千円)

項目		R 2 (参考)	R 3	R 4	R 5	R 6
収入		59,929	60,593	61,946	62,262	62,856
	指定管理料	58,560	58,800	59,851	60,023	60,023
	利用料金収入	752	880	1,143	1,272	1,048
	利用促進事業収入	618	912	952	966	1,785
支出		59,929	60,593	61,946	62,262	62,855
	人件費	33,293	33,134	33,766	33,085	33,826
	事業費	17,750	20,561	21,788	22,338	22,246
	間接費	8,886	6,898	6,392	6,839	6,783
収支差		0	0	0	0	0



4. 利用者満足度調査：公園利用者アンケート

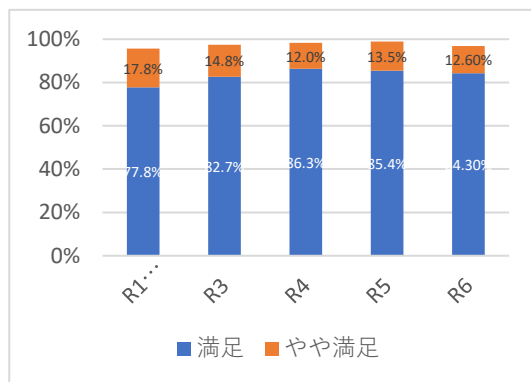
丹波並木道中央公園利用者アンケート結果

【回答数】約 200 件 【期間】 通年

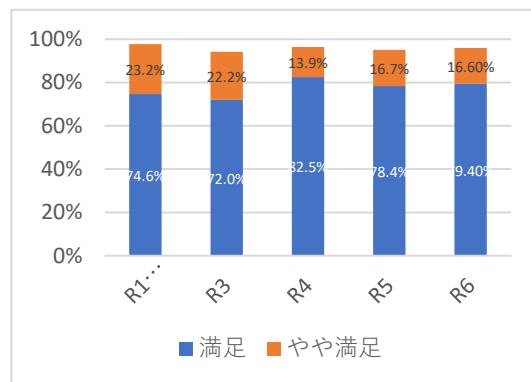
- ・指定管理者は、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」、「管理水準書」に基づき、毎年利用者満足度調査を実施。
- ・満足度は調査人数から無回答を除いた有効回答数より計算しており、満足、やや満足の合計を算出している。(R2 年度は、アンケートを取っていないため、R1 年度を参考値として記入する。)

(1) 維持管理業務

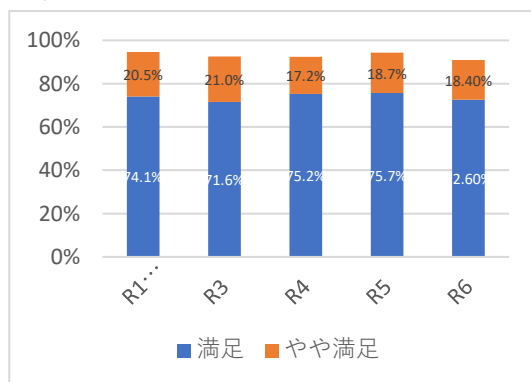
公園の景観



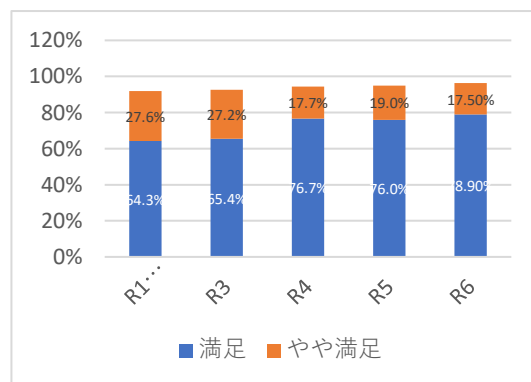
花壇、樹木などの植栽の手入れ



公園内の清掃

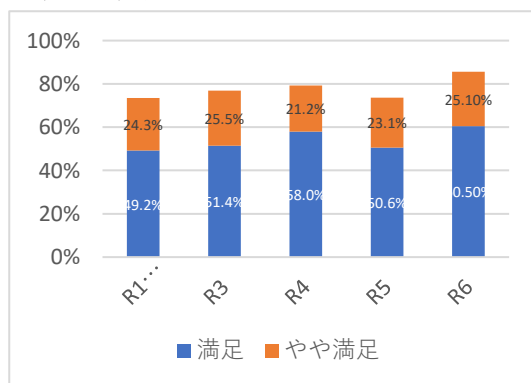


施設の使いやすさ

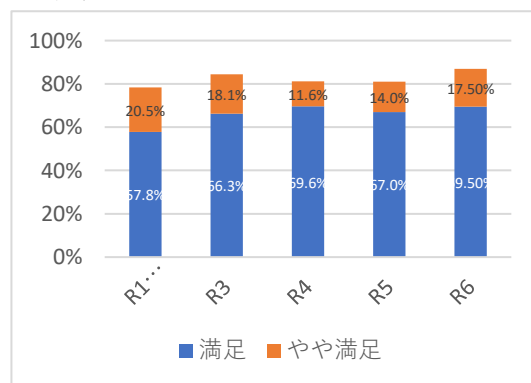


(2) 運営業務

公園の情報発信の充実度



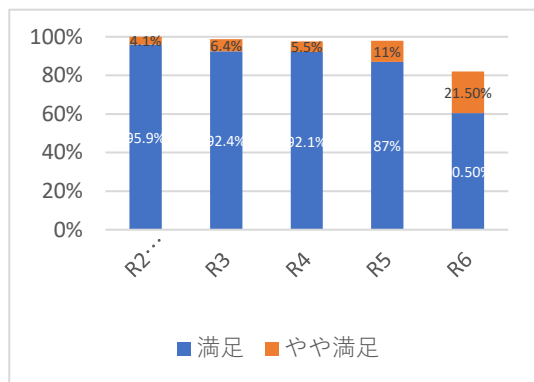
職員の対応



(3) イベントアンケート結果

【回答数】：約 200 件

- ・公園のイベント時に、参加者に直接配布
- イベントの満足感



5. 指定管理制度導入施設の管理運営評価

指定管理者制度導入施設について、県では施設の設置者として公の施設の適正かつ確実な管理運営の確保と、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、指定管理者による自己評価と施設所管課による管理者評価を行うこととしている。

〔自己評価〕

評価項目及び評価の視点については下記（例）を基本に、施設所管課において個々の施設の特性等を踏まえ設定しており、指定管理者はそれぞれの項目の評価を行い、それを踏まえて総合評価を行っている。

評価項目	評価の視点
維持管理業務	・清掃 ・設備保守管理 ・植栽管理 ・警備 ・小規模修繕 等の履行状況
運営業務	・受付、接客対応（公共性・公平性の確保） ・各種事業、プログラムの実施状況 ・利用者満足度調査結果 ・その他、県民サービスの質の向上に向けた取組み
利用状況	・利用者数（計画の達成度、過去の実績との比較） ・施設稼働率 等
収支状況	・収支計画と実績の比較 ・経費削減に向けた取組み 等
運営体制	・知識、経験を有する人員等の適切な配置 ・利用者の苦情・要望等の対応体制 ・危機管理体制の確保 ・県・関係機関等との連携体制 等
総合的評価	・来年度の取組目標や課題認識 等

〔管理者評価〕

指定管理者からの事業報告及び現地調査によって、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているかを確認とあわせて、指定管理者の自己評価について分析を行うことにより、年間運営実績についての総合評価を行う。

R3～5 年度の自己評価及び管理者評価の結果

	自己評価	管理者評価
R3	S	S
R4	S	S

R5	S	S
----	---	---

R2 年度までの評価の規準（目安）

- S（優）：適正であり、優れた実績を上げている。
- A（良）：適正である。
- B（可）：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
- C（不可）：改善が必要である。

R3 年度以降の評価の規準

- S：優れた実績を上げている項目が 80%を超えている
- A：優れた実績を上げている項目が 60～80%、かつ改善が必要な項目が 20%以下
- B：優れた実績を上げている項目が 40～60%、かつ改善が必要な項目が 20%以下
- C：改善が必要な項目が 20～40%
- D：改善が必要な項目が 40%を超えている